

## 自動車重量税法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 道路運送車両法施行規則の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととする。  
(第1条関係)
- 2 この省令は、平成31年7月1日から施行することとする。(附則関係)